

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

湘南農業協同組合

1. (自動継続)

- この貯金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- この貯金の継続後の利率は、継続日における当初所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別定めをしたときは、その定によるものとします。
- 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店に申し添えてください。その申出があったときは、この貯金は満期以後に支払います。

2. (証券類の受け入れ)

- 小切手その他の証券類を受け入れたときは、この貯金が決済された日を入預日とします。この貯金が通帳払いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消しつづけたうえで、この貯金が証券払いのときは、この貯金の証券と引換えに、当店で返却します。

3. (利息)

- この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、この条を「約定利率」といいます。）により計算し、満期日に入金し、前記第1条第2項の約定利率に上乗せし算入することとします。以下、「中間払利息」といいます。前記第2項の満期日から預入日の5年後の相当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によりします。
 - 預入日または満期日の1年前の前営業日までの日数に到達する預入日の1年ごとの相当日としてこの貯金とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日前日までの日数および通帳または証書記載の中間払利率（継続後の貯金の中間払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）により計算した中間払利息（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間払日に入ります。なお、預入日の2年後の相当日または満期日とした継続方式が「元金継続」以外のこの貯金（以下、「自動継続スーパー定期貯金2年もの」といいます。）に限り、中間払利息を定期金とすることができるものとします。
 - 中間払利息（中間払日および複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）を、満期日に一括して入金し支払います。
- この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - 預入日1か月後の相当日および預入日2年後の相当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日にこの金に納入して継続します。
 - 自動継続スーパー定期貯金2年もの中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - 貯金口座へ振替する場合には、中間払日および満期日に指定口座に入金します。
 - 中間払利息を定期貯金とする場合は、中間払日にこの自動継続スーパー定期貯金2年もの満期日を同一にするとするスーパー定期貯金（以下、「中間利息定期貯金」といいます。）とし、その利率は、中間払日および当該組合所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に納入し、中間利息定期貯金の元金ととも合わせて自動継続スーパー定期貯金2年もの元金に継続します。
 - 預入日の2年後の相当日の翌日から預入日の5年後の相当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間払日に指定口座に入金します。また、満期日にはあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に納入して継続します。
 - 利息を指定口座に入金できず、かつ、満期日には、当該組合所定の払戻書等に届出の印章により記号押印し通帳または証券とともに当店に提出していただきます。
- 継続を停止した場合この貯金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約または書替継続日の前日までの日数および前記前日までの書替継続日における普通貯金利率により計算します。

4. (自動継続の適用)

- 自動継続の適用は、満期日前に解約する場合は、前記第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期間前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間にじた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）により計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その中間払利息（中間払日および複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期間前解約利息との差額を前記第4条第3項の利率に算入し支払います。
 - 預入日の1か月後の相当日から預入日の3年後の相当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
 - 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
 - 6か月以上1年未満 約定期率×50%
 - 1年以上3年未満 約定期率×70%
 - 預入日の3年後の相当日を満期日としたこの貯金の場合
 - 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
 - 6か月以上1年未満 約定期率×40%
 - 1年以上1年6か月未満 約定期率×50%
 - 1年6か月以上2年未満 約定期率×60%
 - 2年以上3年未満 約定期率×80%
 - 預入日の3年後の相当日の翌日から預入日の4年後の相当日までの日を満期日としたこの貯金の場合
 - 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
 - 6か月以上1年未満 約定期率×10%または解約日における普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率
 - 1年以上2年未満 約定期率×20%または解約日における普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率
 - 2年以上3年未満 約定期率×30%
 - 3年以上4年未満 約定期率×60%
 - 4年以上5年未満 約定期率×70%
 - 5年以上6年未満 約定期率×80%
- 預入日の4年後の相当日の翌日から預入日の5年後の相当日までの日を満期日としたこの貯金の場合
 - 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
 - 6か月以上2年未満 約定期率×10%または解約日における普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率
 - 2年以上3年未満 約定期率×20%
 - 3年以上4年未満 約定期率×30%
 - 4年以上5年未満 約定期率×70%
 - 5年以上6年未満 約定期率×80%

5. (この貯金の付利単位は1円とし、1年は365日として日割計算します。)

(貯金の解約、書替継続)

- この貯金の継続または書替継続するときは、当該組合所定の解約申込書または定期金書替継続申込書に届出の印章により記号押印し通帳または証券とともに、当店に提出してください。前項の届出または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続の要請について正当な担保があることを確認するのと当該組合所定の本人事実確認書の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当該組合が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約または書替継続を行いません。
- この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのうちいずれにも該当しない場合は利用することのできるが、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにても該当する場合は、当該組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号のいずれにも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当該組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるとします。ただし、貯金者が貯金解除の申請を提出し、かつ、虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係者
 - 総会連合等、社会運動等標榜50コマまたは特殊知識者集団等
 - その他前各号に準ずる者
 - 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合
 - 暴力団の要請を行う
 - 法的な義務を負った不当な要求を行う
 - 取引に関して、脅迫的な要求をし、または暴力を用いる行為
 - 虚説を流布し、偽計を用いたときは威力を用いて当該組合の信譽を毀損し、または当該組合の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

(届出)

- 通帳、証券や印章を失くしたときは、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当該組合に過失がある場合を除き、当該組合は責任を負いません。
- 通帳または証券または印章を失った場合この貯金の元金金の支払いまたは通帳、証券の再発行は、当該組合所定の手続をした後にに行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(成年後見人等の届出)

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要事項を書面によって、直ちに届出してください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見人等の氏名その他の必要事項を書面によって、直ちに届出してください。
- 任意後見人等の氏名その他の必要事項を書面によって、直ちに届出してください。
- 任意後見人等の氏名その他の必要事項を書面によって、直ちに届出してください。
- 任意後見人等の氏名その他の必要事項を書面によって、直ちに届出してください。
- 任意後見人等の氏名その他の必要事項を書面によって、直ちに届出してください。
- 任意後見人等の氏名その他の必要事項を書面によって、直ちに届出してください。

(印鑑照合)

- 定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸証その他の書類に使用された印影を届出の旨通知するときは、その旨を照会し、相違ないものと認められれば取り扱いますが、それらの書類につき盗難、遺失その他の事由が生じたためにより生じた印影については、当該組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証券を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次案よりご補てんを請求することができます。

(盗難・遺失、証券による払戻し等)

- 貯金者が個人の場合において、盗取された通帳・証券を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条に於いては「不正な払戻し」といいます。）が発生したときは、当該組合は、当該不正な払戻しに該当する金額について当該不正な払戻しに相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
- 盗難・遺失の調査に気づいてからすみやかに、当該組合への通知が行われていること
- 当該不正な払戻しに対し、貯金者より十分な説明が行われていること

- 当該不正な払戻しに該当する金額を返還するものとする。
- 当該不正な払戻しに該当する金額を返還するものとする。
- 当該不正な払戻しに該当する金額を返還するものとする。
- 当該不正な払戻しに該当する金額を返還するものとする。

- この貯金および通帳または証券は、譲渡または質入れすることはできません。
 - 当該組合がやむを得ないものと認め質入れを承諾する場合には、当該組合所定の書式により行います。
- (中間利息定期貯金)
 - 中間利息定期貯金については、その内容を通帳または証書記載し、次により取扱います。
 - 印鑑はこの貯金の届出用紙を兼用します。
 - 中間利息定期貯金をこの貯金とともに解約または書替継続する場合は、当該組合所定の定期金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記号押印し通帳または証券とともに中間利息定期貯金のみを解約するときは、当該組合所定の定期金解約申込書に届出の印章により記号押印し通帳または証券とともに届出に提出してください。

- 届出にあつた名簿、住所および当該組合が通知または送付書類を発送した場合には、延滞または到達しなかつたときでも通常到着するべき時に到達したものとみなします。
- (債務事故発生時における貯金者からのご相談)
 - この貯金は、満期日が未到来であっても、当該組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が発生した場合に、当該組合に加入している普通貯金に相当する額に当該組合が被保険者として引附けられたものとして、相殺することができるとします。なお、この貯金に、貯金者の当該組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当該組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保が設定されている場合には、同様の取扱いとします。
 - 前項より相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、この貯金を担保とするものとして、通帳または証券を当該組合に提出してください。ただし、この貯金を担保とする債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当該組合に対する債務である場合に貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 前号の充当の手続きのない場合には、当該組合が指示する順序方法により充当いたします。
 - 第1号による指定により、債権保全上支障が生ずる恐れがある場合には、当該組合は速滞なく異議を申し立て、債権の保全の措置を講ずることにより、債権の保全を図ることができるものとします。
 - 第1項より相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - この貯金の利率の計算については、その期間を相殺通知が当該組合に到達した日の前日までのとし、利率は約定利率を適用するものとする。
 - 借入金等の債務の利率、割引率、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当該組合に到達した日として、利率は当該組合の定めによるものとする。また、期間満了等の期限前弁済することにより発生する損害金の取扱いについては当該組合の定めによるものとします。
 - 第1項より相殺する場合において借入金の期間前弁済の手続きについて別定めがあるときは、その定めによるものとする。ただし、借入金の期間前弁済等について当該組合の承諾を要する等の制限がある場合においては、その制限を受けることができるとするものとします。

(休眠預金等活用による振替移動)

- 当該組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
 - 引出し、預入れ、振込の入入れ、振込がよる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当該組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - 貯金者等が、この貯金について、振替移動に関する情報の提供を求めたこと（この貯金を休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象とならない場合に限り、ます。）
 - 公告の対象となる前回の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - 貯金者等がこの貯金について、休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所の変更があったこと
 - 貯金者等がこの貯金について、休眠預金等活用法にもとづく自動継続貯金の継続申請がなかったこと

(休眠預金等活用による最終異動時)

- この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日となり、次に掲げる日の最遅い日を行うものとします。
 - 第13条に關する異動が最後にあつた日
 - 本条における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるとして、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - 当該組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知をした日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当該組合からかみ預金保険機構へ届出した日のうちいずれか遅い日）までに通知が貯金者等に到達しなかった場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日とする）に限り、ます。
 - この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等と該当することとなつた日

- 第1項第2項において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみを指すものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日は、当該各号に掲げる各号に準じて、当該各号に定める日とする。
 - 初回の満期日より当該組合が生じた場合（自動継続扱いの貯金に於いては、初回満期日）
 - 第13条に掲げる異動事由
 - 当該組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当該組合からかみ預金保険機構へ届出した日のうちいずれか遅い日）までに通知が貯金者等の意思によりなされないで返送されたときを除く。）に限り、ます。
 - この貯金によるおとづく命を失ったこと措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

- この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む。）当該支払停止の日の対象となつたこと
- 法令または契約にもとづく振込の受け入れ、口座振替その他の入金金が予定されたり、または予定されなかったこと（ただし、当該組合が入出金を予定を把握することができるとするものに限り、ます）
- 当該組合が行われた日または入金が行われなかつたことが確定した日

(休眠預金等代替金に関する取扱い)

- この貯金について長期引当がない場合、休眠預金等活用法にもとづく貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金を請求することになります。
- 前項の取扱い、貯金者等が、当該組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金を請求する旨を届出したときは、その旨を承知し、その旨を当該組合が取り扱われる通知した日（この貯金について有する休眠預金債権を取得する方法として、休眠預金等代替金に係る債権の支払を受けることができず、かつ、当該組合が、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項の申出および支払の請求をすることによって、あらかじめ当該組合に委任します。）
- この貯金に係る休眠預金等代替金の支払は、休眠預金等代替金に代る債権に対してその強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む。）の対象とします。
- 当該組合は、次の各号に掲げる事由が生じた場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することによるものとします。
- 当該組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受け付けておらず、かつ、次の取扱いを行う場合には、当該組合に対して有する債権に対してその債権を行使する方法として支払うこと
- 本条については、休眠預金等活用法にもとづく貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとする。

(休眠預金等活用による最終異動時)

- この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日となり、次に掲げる日の最遅い日を行うものとします。
 - 第13条に關する異動が最後にあつた日
 - 本条における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるとして、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - 当該組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知をした日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当該組合からかみ預金保険機構へ届出した日のうちいずれか遅い日）までに通知が貯金者等に到達しなかった場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日とする）に限り、ます。
 - この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等と該当することとなつた日

- 第1項第2項において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみを指すものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日は、当該各号に掲げる各号に準じて、当該各号に定める日とする。
 - 初回の満期日より当該組合が生じた場合（自動継続扱いの貯金に於いては、初回満期日）
 - 第13条に掲げる異動事由
 - 当該組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当該組合からかみ預金保険機構へ届出した日のうちいずれか遅い日）までに通知が貯金者等の意思によりなされないで返送されたときを除く。）に限り、ます。
 - この貯金によるおとづく命を失ったこと措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

- この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む。）当該支払停止の日の対象となつたこと
- 法令または契約にもとづく振込の受け入れ、口座振替その他の入金金が予定されたり、または予定されなかったこと（ただし、当該組合が入出金を予定を把握することができるとするものに限り、ます）
- 当該組合が行われた日または入金が行われなかつたことが確定した日

(休眠預金等代替金に関する取扱い)

- この貯金について長期引当がない場合、休眠預金等活用法にもとづく貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金を請求することになります。
- 前項の取扱い、貯金者等が、当該組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金を請求する旨を届出したときは、その旨を承知し、その旨を当該組合が取り扱われる通知した日（この貯金について有する休眠預金債権を取得する方法として、休眠預金等代替金に係る債権の支払を受けることができず、かつ、当該組合が、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項の申出および支払の請求をすることによって、あらかじめ当該組合に委任します。）
- この貯金に係る休眠預金等代替金の支払は、休眠預金等代替金に代る債権に対してその強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む。）の対象とします。
- 当該組合は、次の各号に掲げる事由が生じた場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することによるものとします。
- 当該組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受け付けておらず、かつ、次の取扱いを行う場合には、当該組合に対して有する債権に対してその債権を行使する方法として支払うこと
- 本条については、休眠預金等活用法にもとづく貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとする。

(休眠預金等活用による最終異動時)

- この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日となり、次に掲げる日の最遅い日を行うものとします。
 - 第13条に關する異動が最後にあつた日
 - 本条における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるとして、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - 当該組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知をした日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当該組合からかみ預金保険機構へ届出した日のうちいずれか遅い日）までに通知が貯金者等に到達しなかった場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日とする）に限り、ます。
 - この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等と該当することとなつた日

- 第1項第2項において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみを指すものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日は、当該各号に掲げる各号に準じて、当該各号に定める日とする。
 - 初回の満期日より当該組合が生じた場合（自動継続扱いの貯金に於いては、初回満期日）
 - 第13条に掲げる異動事由
 - 当該組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当該組合からかみ預金保険機構へ届出した日のうちいずれか遅い日）までに通知が貯金者等の意思によりなされないで返送されたときを除く。）に限り、ます。
 - この貯金によるおとづく命を失ったこと措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

- この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む。）当該支払停止の日の対象となつたこと
- 法令または契約にもとづく振込の受け入れ、口座振替その他の入金金が予定されたり、または予定されなかったこと（ただし、当該組合が入出金を予定を把握することができるとするものに限り、ます）
- 当該組合が行われた日または入金が行われなかつたことが確定した日

(休眠預金等代替金に関する取扱い)

- この貯金について長期引当がない場合、休眠預金等活用法にもとづく貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金を請求することになります。
- 前項の取扱い、貯金者等が、当該組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金を請求する旨を届出したときは、その旨を承知し、その旨を当該組合が取り扱われる通知した日（この貯金について有する休眠預金債権を取得する方法として、休眠預金等代替金に係る債権の支払を受けることができず、かつ、当該組合が、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項の申出および支払の請求をすることによって、あらかじめ当該組合に委任します。）
- この貯金に係る休眠預金等代替金の支払は、休眠預金等代替金に代る債権に対してその強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む。）の対象とします。
- 当該組合は、次の各号に掲げる事由が生じた場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することによるものとします。
- 当該組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受け付けておらず、かつ、次の取扱いを行う場合には、当該組合に対して有する債権に対してその債権を行使する方法として支払うこと
- 本条については、休眠預金等活用法にもとづく貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとする。

(休眠預金等活用による最終異動時)

- この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日となり、次に掲げる日の最遅い日を行うものとします。
 - 第13条に關する異動が最後にあつた日
 - 本条における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるとして、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - 当該組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知をした日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当該組合からかみ預金保険機構へ届出した日のうちいずれか遅い日）までに通知が貯金者等に到達しなかった場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日とする）に限り、ます。
 - この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等と該当することとなつた日

- 第1項第2項において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみを指すものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日は、当該各号に掲げる各号に準じて、当該各号に定める日とする。
 - 初回の満期日より当該組合が生じた場合（自動継続扱いの貯金に於いては、初回満期日）
 - 第13条に掲げる異動事由
 - 当該組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合は当該通知を発送した日から1か月を経過した日（1か月を経過する日または当該組合からかみ預金保険機構へ届出した日のうちいずれか遅い日）までに通知が貯金者等の意思によりなされないで返送されたときを除く。）に限り、ます。
 - この貯金によるおとづく命を失ったこと措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

- この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む。）当該支払停止の日の対象となつたこと
- 法令または契約にもとづく振込の受け入れ、口座振替その他の入金金が予定されたり、または予定されなかったこと（ただし、当該組合が入出金を予定を把握することができるとするものに限り、ます）
- 当該組合が行われた日または入金が行われなかつたことが確定した日

(休眠預金等代替金に関する取扱い)

- この貯金について長期引当がない場合、休眠預金等活用法にもとづく貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金を請求することになります。
- 前項の取扱い、貯金者等が、当該組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金を請求する旨を届出したときは、その旨を承知し、その旨を当該組合が取り扱われる通知した日（この貯金について有する休眠預金債権を取得する方法として、休眠預金等代替金に係る債権の支払を受けることができず、かつ、当該組合が、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項の申出および支払の請求をすることによって、あらかじめ当該組合に委任します。）
- この貯金に係る休眠預金等代替金の支払は、休眠預金等代替金に代る債権に対してその強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む。）の対象とします。
- 当該組合は、次の各号に掲げる事由が生じた場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することによるものとします。
- 当該組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受け付けておらず、かつ、次の取扱いを行う場合には、当該組合に対して有する債権に対してその債権を行使する方法として支払うこと
- 本条については、休眠預金等活用法にもとづく貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとする。

以上

(平成29年12月29日現在)